

七尾市立図書館サポーター活動実施要領

平成 27 年 4 月 1 日

1 目的

利用者へのサービスの充実と向上を図るため、図書館業務に協力する図書館サポーターを募集する。

2 登録資格者

サポーターは、次の資格を備える個人とする。

- (1) 七尾市在住でまたは在勤・在学で、16歳以上の方
- (2) 図書館の活動に関心があり、無償で活動に参加できる方
- (3) 継続的に活動が出来る意思がある方

3 登録

サポーターは、「七尾市立図書館サポーター登録申込書」を活動したい図書館に提出する。

4 登録の解除

サポーターが登録の辞退を申し出たとき、又はサポーターの責務を遵守できないと認められたときは、登録を解除する。

5 活動内容

サポーター活動は、次の業務を行う。

- (1) 本の配架及び書架整理
- (2) 本の補修
- (3) おはなし会、ブックスタート、ブックリスト等子ども読書活動への支援
- (4) 図書館行事への協力
- (5) 館内掲示物の作成及び展示
- (6) その他館長が適当と認めたもの

6 サポーターの責務

サポーターは、活動中において以下のことを遵守しなければならない。

- (1) 職員と密接な協議のもとに、公平かつ平等な利用者サービスに努めること。
- (2) 知り得た個人の秘密に関する事項は、漏らしてはならないこと。また、サポーター登録解除後も同様とする。
- (3) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。
- (4) 政治及び宗教活動並びに営利に関する活動を行ってはならない。

7 研修等

図書館運営の基本的な考え方や利用者サービスに必要な技能習得等の研修を実施する。

8 懇談会

館長は、サポーター活動を円滑に行うため、必要に応じてサポーターとの懇談会を開催する。

9 保険

中央図書館長はサポーター登録者に対し、任意でボランティア保険に加入する。